証券コード　1436
平成29年７月13日

株　主　各　位

徳島県徳島市川内町加賀須野1069番地23
株式会社フィット
代表取締役社長　鈴　江　崇　文

第９回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第９回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年７月27日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年７月28日（金曜日）午前10時

２．場　　所　東京都渋谷区渋谷一丁目９番８号
朝日生命宮益坂ビル４階
「渋谷サンスカイルーム」４Ａ会議室
（会場が前回の定時株主総会と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第９期（平成28年４月１日から平成29年４月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　剰余金の配当の件

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.fit-group.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年４月30日まで）

当社は、平成28年11月29日開催の臨時株主総会の決議により、決算日を３月31日から４月30日に変更いたしました。

これにより、決算期変更の経過期間となる当事業年度の期間は、平成28年４月１日から平成29年４月30日までの13か月間となったため、業績に関する前期比増減の記載を省略しております。

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、企業収益や雇用環境の改善が進み、回復基調は継続しているものの、新興国経済の景気減速懸念に加え、欧州のＥＵ離脱問題や米国新政権の政策の不確実性などの影響もあり、先行きは不透明な状況での推移となりました。個人消費は、緩やかな回復基調が見られるものの、消費者の節約志向は依然として根強く残っております。

エナジー事業におきましては、平成28年５月に発生しました第三者調査委員会の調査対応に伴う営業活動への影響は平成28年12月までに解消され、その結果、低圧のコンパクトソーラー発電所を中心に売上が計上され順調に推移しました。

また、住宅事業におきましては、住宅ローン金利が極めて低い水準にあることや節税対策の一環として貸家需要の掘り起こしに注力したことなどにより、本格的な回復に至っていないものの、回復の兆しが見られました。

このような状況下におきまして、当社は「個人参加型クリーンエネルギーで未来を創る」をテーマに業容の拡大に努め、引き続き関東や関西・中国エリアでの事業拡大を進めてまいりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は7,198,070千円、営業利益1,135,943千円、経常利益1,125,179千円、当期純利益646,546千円となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

イ．エナジー事業

平成24年７月より始まった再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、太陽光発電を中心とした発電事業者が急増し、再生可能エネルギーへの関心は高い状況が続いてまいりました。このような状況の中、当社は平成24年10月よりコンパクトソーラー発電所（小型太陽光発電施設）の販売事業を開始しました。平成28年５月に発生しました第三者調査委員会の調査対応に伴う営業活動への影響が生じた結果、当事業年度におきまして売上高は減少したもののセグメント利益は順調に推移しました。

エナジー事業での販売数は196.61区画となりました。

以上の結果、エナジー事業の売上高は4,259,760千円となり、セグメント利益は1,167,664千円となりました。

ロ．住宅事業

住宅事業におきましては、主力商品である規格住宅「IETERRACE（イエテラス）」、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL（フィットセル）」、及び太陽光発電設備を搭載した規格住宅「Solar Rich House（ソーラーリッチハウス）」、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL Solarich（フィットセルソラリッチ）」を四国エリア中心に販売してまいりました。また、「IETERRACE（イエテラス）」や「FIT CELL（フィットセル）」につきましても、余剰電力の買取制度に適応した太陽光発電設備を、お客様のご要望に応え標準搭載としております。

住宅事業では販売棟数は131棟となりました。

以上の結果、住宅事業の売上高は2,596,312千円となり、セグメント利益は293,498千円となりました。

ハ．その他

その他の事業につきましては、引き続き不動産賃貸管理業務及びサブリース業務の積極的な展開を行い、取扱い数を増加させてまいりました。

以上の結果、その他の事業の売上高は341,997千円となり、セグメント利益は36,484千円となりました。

事業別売上高

事業区分	第８期（平成28年３月期）（前事業年度）		第９期（平成29年４月期）（当事業年度）	
	金額	構成比	金額	構成比
エナジー事業	4,737,145千円	64.3%	4,259,760千円	59.2%
住宅事業	2,321,857	31.5	2,596,312	36.1
その他	307,004	4.2	341,997	4.7
合計	7,366,007	100.0	7,198,070	100.0

（注）第９期（平成29年４月期）（当事業年度）につきましては、事業年度の変更に伴い、平成28年４月１日から平成29年４月30日までの13か月間となっております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は630,477千円で、その主なものはフィット一宮メガソーラー発電所の新設であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第６期 (平成26年３月期)	第７期 (平成27年３月期)	第８期 (平成28年３月期)	第９期 (当事業年度) (平成29年４月期)
売　上　高（千円）	5,135,191	7,033,371	7,366,007	7,198,070
経常利益（千円）	625,017	1,091,266	1,052,460	1,125,179
当期純利益（千円）	373,423	714,127	643,360	646,546
１株当たり当期純利益（円）	143.53	223.16	197.27	151.38
総　資　産（千円）	2,718,614	4,151,904	6,820,109	6,899,509
純　資　産（千円）	478,784	1,192,912	3,696,004	4,320,670
１株当たり純資産額（円）	149.62	372.79	865.57	1,009.17

（注）１．売上高には、消費税等は含まれておりません。

２．当社は、平成26年１月30日付で普通株式１株につき20株の株式分割を行っております。また、平成27年12月12日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

３．第９期（当事業年度）につきましては、事業年度の変更に伴い、平成28年４月１日から平成29年４月30日までの13か月間となっております。

(3) 対処すべき課題

当社は、平成28年６月25日付「第三者調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社における売上の計上時期に関する事実関係等の調査及び会計処理の適正性についての検討を行うことを目的として第三者調査委員会を設置し、第三者調査委員会から同年６月24日付で調査の結果判明した事実関係及びその問題点の報告並びに再発防止のための提言を目的とする調査報告書（以下「本報告書」といいます。）を受領いたしました。

その後、本報告書における指摘事項及び提言を勘案し、再発防止策の検討を重ね、当社が実施する再発防止策の内容について検討いたしました。今後、コーポレートガバナンスの強化、コンプライアンス意識の向上、内部管理体制及び業務体制の見直し等の再発防止策を着実に推進し、全社一丸となり、信頼の回復に努めてまいります。

この目標を達成するとともに、事業基盤の確立のため、以下のような取り組みを重点課題とし、企業体制の強化を進めてまいります。

①　コーポレートガバナンスの強化

監査等委員会設置会社に移行するとともに、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会を設置し、コーポレートガバナンスを強化しております。

②　コンプライアンス意識の向上

役職員に対し、会計に関するコンプライアンス意識だけでなく全般的なコンプライアンス意識の向上を図る必要があることを認識しております。具体的には、外部の研修機関を利用した研修を実施する等の方法により、コンプライアンス意識の強化・向上を継続的に図っております。

③　内部管理体制の強化

当社は、平成29年４月末現在、取締役７名、使用人70名と規模が比較的小さく、内部管理体制も当該規模に応じたものとなっておりましたが、事業規模の拡大を見据え、当事業年度より内部監査室に専任スタッフを採用し、個人情報管理体制の強化、コンプライアンス体制の強化、リスク管理体制の強化、予算統制を含めた経営管理体制の強化を図っております。

④　優秀な人材の採用及び育成

当社は近年急速な事業拡大をしておりますが、今後も同業他社との競争に負けないサービスの提供を行い、企業規模の拡大を目指すためには、優秀な人材の獲得と同時に、その人材が自己の能力を最大限に発揮し、さらに成長し続けることができるような教育研修体制の整備及びマネジメント体制の構築を図ることが重要と考えております。

⑤　事業基盤の確立

当社は再生可能エネルギーの固定価格買取制度の開始に伴いコンパクトソーラー発電所（小型太陽光発電施設）の販売事業を開始し、また太陽光発電設備を搭載し、売電収入で住宅ローンの大幅返済を目指す「Solar Rich House（ソーラーリッチハウス）」を開発・販売する等により事業規模を拡大してまいりましたが、今後も既存事業から安定的な収益を確保しつつ、新規事業や新規商品の開発に投資していくことで事業基盤の確立を図ることが重要な経営課題であると考えております。そのために、競争力確保のためにコスト削減を継続的に図りながら、より質の高い商品を作り、お客様に還元すること、新しい情報や知識の確保だけでなく、販売先、資材調達先や工事協力業者など新規の取引先を増やしていく等の社外との協力体制の強化・構築にも今後も取り組んでまいります。

(4) 主要な事業内容（平成29年４月30日現在）

事業区分	事業内容
エナジー事業	主に個人向け（投資家や会社員等）の投資商品として「コンパクトソーラー発電所（小型太陽光発電施設）」を中心とした太陽光発電施設の販売を行っております。また、自社においてもメガソーラー（大型太陽光発電施設）やコンパクトソーラー発電所を保有しております。
住宅事業	コンパクトな規格住宅「IETERRACE（イエテラス）」、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL（フィットセル）」、及び太陽光発電設備を搭載した規格住宅「Solar Rich House（ソーラーリッチハウス）」、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL Solarich（フィットセルソラリッチ）」の販売を行っております。

(5) 主要な事業所等（平成29年４月30日現在）

徳島本社	徳島県徳島市川内町加賀須野1069番地23
東京本社	東京都渋谷区渋谷一丁目8番1号　第3西青山ビル7階
関西支社	兵庫県神戸市中央区江戸町95番地　井門神戸ビル3階

（注）東京本社は、平成29年５月１日付で、東京都渋谷区渋谷三丁目28番13号 渋谷新南口ビル2階へ移転し、本社と名称変更いたしました。

(6) 使用人の状況（平成29年４月30日現在）

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
エナジー事業	23名	8名増
住宅事業	33名	7名減
その他	3名	1名増
全社（共通）	11名	2名増
合計	70名	4名増

（注）１．使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。
２．使用人数は、臨時雇用者（パート及び嘱託社員、人材会社からの派遣社員の期中平均雇用人員 27名）は含んでおりません。
３．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(7) 主要な借入先の状況（平成29年４月30日現在）

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	199,080千円
株式会社阿波銀行	194,734千円
株式会社伊予銀行	184,995千円
株式会社日本政策金融公庫	153,320千円

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（平成29年４月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　12,800,000株

(2) 発行済株式の総数　4,281,400株

（注）ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は11,400株増加しております。

(3) 株主数　2,325名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社エフピーライフ	2,400千株	56.0%
鈴江崇文	640千株	14.9%
尾﨑昌宏	162千株	3.7%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	29千株	0.6%
田中俊彦	23千株	0.5%
鈴木賢次郎	23千株	0.5%
ＭＬＩ　ＳＴＯＣＫ　ＬＯＡＮ常任代理人メリルリンチ日本証券株式会社	21千株	0.4%
川名貴行	21千株	0.4%
日本証券金融株式会社	20千株	0.4%
伊藤慎二	19千株	0.4%

（注）自己株式は所有しておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第２回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議日		平成26年３月23日	平成27年11月23日
新株予約権の数		108個	27個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 21,600株 （新株予約権１個につき200株）	普通株式 5,400株 （新株予約権１個につき200株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 60,600円 （１株当たり　303円）	新株予約権１個当たり 116,000円 （１株当たり　580円）
権利行使期間		平成28年４月22日から 平成36年３月22日まで	平成29年11月25日から 平成37年11月22日まで
行使の条件		（注）１	（注）１
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　4個 目的となる株式数　800株 保有者数　1名 （注）２	新株予約権の数　4個 目的となる株式数　800株 保有者数　1名
	社外取締役	－	－

（注）１．新株予約権の行使の条件については、次のとおりであります。

① 権利行使時において当社または子会社の取締役、監査役または使用人であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。

② 当社株式が国内の証券取引所に上場されて６か月以上経過しなければ、権利の行使ができないものとする。

③ 相続により新株予約権を取得した者が権利行使をしようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。

④ その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により定めるものとする。

２．取締役１名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

４．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（平成29年４月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴　江　崇　文	
取　締　役	尾　﨑　昌　宏	管理本部長 尾﨑公認会計士事務所代表
取　締　役	佐　伯　卓　彦	資産形成事業部部長
取　締　役 （監査等委員・常勤）	鎌　倉　晴　久	
取　締　役 （監査等委員）	川　﨑　和　久	株式会社FTC・コンサルティング 代表取締役 株式会社三洋堂ホールディングス顧問
取　締　役 （監査等委員）	二　瓶　直　和	二瓶公認会計士事務所代表
取　締　役 （監査等委員）	井　内　秀　典	いのうち法律事務所代表

（注）１．取締役 鎌倉晴久氏、川﨑和久氏、二瓶直和氏、井内秀典氏は、「監査等委員である社外取締役」であります。

２．取締役（監査等委員）二瓶直和氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

３．情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、鎌倉晴久氏を常勤の監査等委員として選定しております。

４．当社は、取締役（監査等委員）の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 (1)	77,530千円 (5,000)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (4)	15,347千円 (15,347)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (3)	4,350千円 (4,350)
合計 （うち社外役員）	11名 (8)	97,227千円 (24,697)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．上記には、平成28年８月30日開催の第８回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役３名（うち社外監査役３名）を含めております。なお当社は、平成28年８月30日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

３．平成28年８月30日開催の第８回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任し、監査等委員である取締役に就任した川﨑和久氏については、取締役在任期間分は取締役（監査等委員を除く）に、監査等委員である取締役在任期間分は、取締役（監査等委員）に、それぞれ区分して上記の総額と員数に含めております。

４．平成28年８月30日開催の第８回定時株主総会終結の時をもって監査役を退任し、監査等委員である取締役に就任した二瓶直和氏については、監査役在任期間分は監査役に、監査等委員である取締役在任期間分は、取締役（監査等委員）に、それぞれ区分して上記の総額と員数に含めております。

５．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、平成28年８月30日開催の第８回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

６．監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成28年８月30日開催の第８回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。

７．当社は、内部管理体制の不備により平成28年７月29日付にて平成28年３月11日に開示しました「東京証券取引所マザーズへの上場に伴う当社決算情報等のお知らせ」の一部訂正を行いました。これに伴い、経営者の責任を明確にするため、平成28年７月から９月分を対象に、次のとおり役員報酬の減額を実施しております。

・代表取締役　鈴江 崇文　月額報酬の30％減額　３か月
・取締役　尾﨑 昌宏　月額報酬の30％減額　３か月
・取締役　佐伯 卓彦　月額報酬の20％減額　２か月

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）川﨑和久氏は、株式会社FTC・コンサルティングの代表取締役及び株式会社三洋堂ホールディングスの顧問であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）二瓶直和氏は、二瓶公認会計士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）井内秀典氏は、いのうち法律事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役(監査等委員・常勤) 鎌 倉 晴 久	平成28年８月30日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会17回のうち全てに、監査等委員会９回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、これまで企業経営及び事業運営で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識に基づき、客観的な視点から適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員） 川 﨑 和 久	当事業年度に開催された取締役会35回のうち全てに、監査等委員会９回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 平素より、川﨑和久氏は、取締役会等において適正な業務執行が行われるよう適宜発言を行い、内部統制の整備に努めてまいりました。当社は、内部管理体制の不備により平成28年７月29日付にて平成28年３月11日に開示しました「東京証券取引所マザーズへの上場に伴う当社決算情報等のお知らせ」の一部訂正を行いましたが、同氏は本件につき認識をしておりませんでした。本件発覚後においては、積極的に調査にあたるとともに、独立した立場から再発防止に向けた提言を行いました。また、ガバナンスの強化や再発防止策の策定等において意見表明を行い、継続的な改善状況について監視及び検証を行う等、その職責を適切に果たしております。
取締役（監査等委員） 二 瓶 直 和	当事業年度に開催された取締役会35回のうち、監査役として18回、監査等委員として17回出席し、監査役会９回のうち全てに、また、監査等委員会９回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会、監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 平素より、二瓶直和氏は、取締役会等において適正な業務執行が行われるよう適宜発言を行い、内部統制の整備に努めてまいりました。当社は、内部管理体制の不備により平成28年７月29日付にて平成28年３月11日に開示しました「東京証券取引所マザーズへの上場に伴う当社決算情報等のお知らせ」の一部訂正を行いましたが、同氏は本件につき認識をしておりませんでした。本件発覚後においては、積極的に調査にあたるとともに、独立した立場から再発防止に向けた提言を行いました。また、ガバナンスの強化や再発防止策の策定等において意見表明を行い、継続的な改善状況について監視及び検証を行う等、その職責を適切に果たしております。
取締役（監査等委員） 井 内 秀 典	平成28年８月30日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査等委員会９回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、弁護士としての高度な専門知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適宜発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が４回ありました。

③　責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称　　新創監査法人

（注）当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは、平成28年８月30日開催の第８回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。それに伴い、平成28年８月11日開催の監査役会において、新創監査法人を一時会計監査人として選任し、同監査法人が就任いたしました。なお、同監査法人は平成28年11月29日開催の臨時株主総会において、当社の会計監査人に選任されております。

(2) 報酬等の額

	有限責任監査法人 トーマツ	新創 監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	－ 千円	25,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	－ 千円	25,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
２．当事業年度につきましては、決算期変更により13か月決算となっております。
３．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は下記のとおり平成28年８月30日開催の取締役会にて内部統制システムの構築の基本方針を決定し決議しております。このもとで取締役会その他主要会議により職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保するための体制作りに努めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス規程を制定・運用するとともに、取締役会、経営会議、ガバナンス委員会によりコンプライアンス体制の維持・向上を図る。

② 内部監査を実施し、職務執行が法令及び定款に適合していることを確認する。

③ コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。

④ 法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止及び早期発見、是正を図るため内部通報規程に基づき、内部通報窓口を設置する。なお、通報者には、当該通報をしたことを理由とする不利益な取り扱いは行わない。

⑤ 反社会的勢力との関係を一切遮断する。これを達成するため、反社会的勢力への対応を所管する部署を管理本部と定め、その対応に係る反社会的勢力対策に関する規程等の整備を行うとともに、有事には警察等の外部専門機関と連携し毅然と対応できる体制を整える。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 職務の執行に係る文書その他の情報は、法令及び文書管理規程、その他の社内規程に基づき保存・管理をする。なお、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。

② 取締役及び監査等委員である取締役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 損失の危険（以下、「リスク」という。）の予防及び発生したリスクへの対処につきリスク管理規程及びその他社内規程を制定・運用するとともに従業員等への教育を行う。

② ガバナンス委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対応する管理体制を構築する。

③ 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会規程、監査等委員会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

② 稟議規程に基づき業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。

③ 取締役会を原則月１回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。

④ 経営会議を原則週１回開催し、当社の経営に関する重要事項及び様々な課題を早期に発見・共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 関係会社担当部署を設置し、関係会社管理規程に基づき関係会社管理を行う。

② 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、経営企画室はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。

③ 内部監査担当部門は当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。

④ 当社で定めるコンプライアンス規程を当社グループにも周知徹底させ、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を目指す。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の求めに応じて、取締役会は速やかに、その職務の執行を補助する人員を配置する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員会である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査等委員会の職務を補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。

② 当該人員の人事異動、評価等については、監査等委員会の意見を尊重する。

(8) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為等が生じたときは、直ちに書面もしくは口頭にて監査等委員会に報告する。

② 監査等委員はいつでも、経営会議等各種会議の議事録及び議事資料を自由に閲覧することができるとともに、取締役及び使用人に報告を求めることができる。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理の方針その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査等委員からの申請に基づき適切に行う。

② 監査等委員会からの求めがある場合、監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等について、毎年一定額の予算を設ける。

(10) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員は法令に従い、公正かつ透明性を担保する。

② 監査等委員は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

③ 監査等委員は、内部監査担当者、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を深め、実効的監査が行えるようにする。

④ 監査等委員会から内部統制システム及び監査体制に係る意見があった場合、取締役会はその改善について審議し、その結果を監査等委員会に報告する。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役会

当社の取締役会は、業務執行を行う取締役３名と監査等委員である取締役４名の合計７名で構成されており、原則として月１回定例で取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催している。また、監査等委員である取締役により、取締役の業務執行の監視・監督を行っている。

② 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役４名で構成され、いずれも社外より招聘しており、原則として月１回定例で監査等委員会を開催し、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っている。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行の把握に随時努めており、適宜質問を行うことにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行を監査している。監査等委員は、公認会計士、弁護士等であり、それぞれ職業専門家の観点より経営監視を実施することとしており、さらに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）・執行役員・従業員・会計監査人からの報告収受など法律上の権利行使の他、重要な会議体への出席や店舗への往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでいる。

なお、内部監査室及び会計監査人とも随時情報交換を行い、監査の実効性を高めるよう連携に努めている。

③ 経営会議

経営会議は、常勤取締役で構成されており、原則として週１回開催し、法令及び定款において取締役会の専決事項とされていることや取締役会規程で決議事項と定められている事項を除き、当社の経営に関する重要事項及び様々な課題を早期に発見・共有し、適切に意思決定及び決議を行う会議体となっている。

④ ガバナンス委員会

当社のガバナンス委員会は管理部門の取締役及び社外取締役により構成され、取締役会の諮問機関として、経営の透明性・公正性を確保することを目的として設置している。

また、以下の各号について審議、監督又は提言し、取締役会に対して意見を申述する。

(a)取締役の選任及び解任に関する審議

(b)経営会議等の重要な会議体の監視監督

(c)経営陣のガバナンス機能向上に向けた提言

(d)内部監査室の監視監督

(e)その他取締役会における意思決定の公正性を担保するために必要であるとして取締役会が諮問する事項に関する審議

⑤ 内部監査

当社の代表取締役直轄で設置している内部監査室（人員１名）では、年間監査計画に基づき、当社の業務全般の監査を実施することで、コンプライアンス、リスクマネジメント、業務プロセスの適正性・効率性の面から業務運営の健全性を監査している。不適切事項に対しては、業務改善を勧告するとともに改善報告書を求め、社長に報告している。

また、内部監査室は監査等委員会、ガバナンス委員会及び会計監査人と随時情報交換をしており、相互に連携することで監査の実効性を高めるよう取り組んでいる。

⑥ 会計監査人

当社は、新創監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けている。なお、平成29年４月期において業務を執行した公認会計士は、柳澤義一氏、相川高志氏の２名であり、当該会計監査業務に係る補助者は６名（公認会計士５名、会計士試験合格者１名）である。

上記の他に顧問契約を締結している顧問弁護士よりコーポレートガバナンス体制に関して助言を適宜受けている。

（注）本事業報告中の記載金額及び数量は、表示単位未満の端数を切り捨てております。比率（２．株式の状況（4)大株主の持株比率を除く）については、表示単位未満の端数がある場合には、これを四捨五入しております。

貸　借　対　照　表

（平成29年４月30日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
流　動　資　産	**5,339,641**	**流　動　負　債**	**1,581,275**
現金及び預金	3,405,365	買掛金	501,409
売掛金	270,013	1年内返済予定の長期借入金	178,580
販売用不動産	836,954	未払金	87,973
製品	10,699	未払費用	60,875
仕掛品	378,368	未払法人税等	234,278
材料貯蔵品	206,262	未払消費税等	78,510
前渡金	28,136	前受金	339,633
前払費用	88,819	預り金	50,830
繰延税金資産	39,997	賞与引当金	26,851
1年内回収予定の長期貸付金	1,628	完成工事補償引当金	19,005
その他	73,395	資産除去債務	3,327
固　定　資　産	**1,559,867**	**固　定　負　債**	**997,563**
有形固定資産	**1,345,140**	社債	100,000
建物	38,949	長期借入金	553,549
構築物	36,851	繰延税金負債	12,031
機械及び装置	852,657	資産除去債務	57,481
車両運搬具	2,586	その他	274,500
工具、器具及び備品	3,909	**負　債　合　計**	**2,578,838**
土地	231,985	（純資産の部）	
建設仮勘定	178,200	**株　主　資　本**	**4,321,109**
無形固定資産	**8,057**	**資　本　金**	**979,609**
ソフトウエア	8,057	**資本剰余金**	**949,598**
投資その他の資産	**206,670**	資本準備金	949,598
出資金	10,310	**利益剰余金**	**2,391,901**
長期貸付金	5,684	その他利益剰余金	2,391,901
長期前払費用	47,750	特別償却準備金	1,152
その他	156,408	繰越利益剰余金	2,390,748
貸倒引当金	△13,483	**評価・換算差額等**	**△438**
		繰延ヘッジ損益	**△438**
資　産　合　計	**6,899,509**	**純　資　産　合　計**	**4,320,670**
		負債純資産合計	**6,899,509**

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年４月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		7,198,070
売上原価		4,717,018
売上総利益		2,481,052
販売費及び一般管理費		1,345,108
営業利益		1,135,943
営業外収益		
受取利息	188	
その他	1,814	2,003
営業外費用		
支払利息	11,533	
社債利息	1,048	
その他	185	12,767
経常利益		1,125,179
特別損失		
固定資産除却損	6,295	
決算訂正関連損失	85,000	91,295
税引前当期純利益		1,033,883
法人税、住民税及び事業税	402,215	
法人税等調整額	△14,878	387,337
当期純利益		646,546

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年４月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
				特別償却準備金	繰越利益剰余金		
当期首残高	977,877	947,877	947,877	1,580	1,769,454	1,771,034	3,696,788
当期変動額							
新株の発行	1,732	1,721	1,721				3,454
特別償却準備金の取崩				△427	427	－	－
剰余金の配当					△25,680	△25,680	△25,680
当期純利益					646,546	646,546	646,546
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	1,732	1,721	1,721	△427	621,293	620,866	624,320
当期末残高	979,609	949,598	949,598	1,152	2,390,748	2,391,901	4,321,109

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△783	△783	3,696,004
当期変動額			
新株の発行			3,454
特別償却準備金の取崩			－
剰余金の配当			△25,680
当期純利益			646,546
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	345	345	345
当期変動額合計	345	345	624,665
当期末残高	△438	△438	4,320,670

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

・仕掛品、未成工事支出金、販売用不動産、製品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・材料貯蔵品　　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３年～15年
構築物	10年～20年
機械及び装置	20年
車両運搬具	２年～６年
工具、器具及び備品	２年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　　売掛金・完成工事未収入金・貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金　　完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、不動産等販売高・完成工事高に対する将来の補償見込額を過去の補償割合に基づいて計上しております。

③ 賞与引当金　　従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

・株式交付費	支出時に全額費用処理しております。
・社債発行費	支出時に全額費用処理しております。

② ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。
・ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金
・ヘッジ方針	金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
・ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による損益に与える影響は軽微であります。

３．追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

売掛金	12,784千円
機械及び装置	222,577千円
土地	101,299千円
計	336,662千円

上記土地には銀行取引に対し、根抵当権(極度額60,000千円)が設定されております。また、上記のほか、Fit神山町メガソーラー発電所より将来発生する売電収入債権を担保に供しております。

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	89,240千円
長期借入金	368,205千円
計	457,445千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　217,891千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　4,281,400株

(注) ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は11,400株増加しております。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　－株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年８月30日定時株主総会	普通株式	25,680千円	24円	平成28年７月21日	平成28年８月31日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議（予定）	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年７月28日定時株主総会	普通株式	107,035千円	25円	平成29年４月30日	平成29年７月31日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　6,200株

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、１年以内の支払期日であります。借入金の資金使途は運転資金及び設備投資資金であり、変動金利による借入金は金利変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は与信管理規程に従い、営業債権について管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っております。

なお、住宅事業の取引は現金決済をもって完了するため、原則として営業債権である受取手形、売掛金、完成工事未収入金等は発生しません。

市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引に関するリスク管理方針に従い、管理本部が決裁担当者の承認を得て行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新することで、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年４月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（※1）	時価（※１）	差額
(1) 現金及び預金	3,405,365千円	3,405,365千円	－千円
(2) 売掛金	270,013	270,013	－
(3) 買掛金	(501,409)	(501,409)	－
(4) 長期借入金（※2）	(732,129)	(743,144)	(11,015)
(5) 未払法人税等	(234,278)	(234,278)	－

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※2）長期借入金には、１年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(3) 買掛金及び(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

２．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	3,405,365千円	－千円	－千円	－千円
売掛金	270,013	－	－	－

３．長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
長期借入金（※）	178,580千円	161,958千円	129,746千円	71,321千円	34,236千円	156,288千円

（※）１年内返済予定の長期借入金を含めております。

７．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	4,106千円
完成工事補償引当金	5,833千円
賞与引当金	8,241千円
未払金	1,312千円
たな卸資産評価損	14,789千円
資産除去債務	18,529千円
未払事業税	9,473千円
その他	2,411千円
繰延税金資産小計	64,697千円
評価性引当額	21,615千円
繰延税金資産合計	43,082千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△12,671千円
その他	△2,444千円
繰延税金負債合計	△15,116千円
繰延税金資産の純額	27,966千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.69%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.05%
住民税均等割	0.73%
留保金課税	7.01%
税額控除	△1.37%
評価性引当額の増減	0.30%
その他	0.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.46%

８．リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両及び事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,009円17銭

(2) １株当たり当期純利益　151円38銭

10. 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

比率については、表示桁未満の端数がある場合にはこれを四捨五入しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年６月23日

株式会社フィット
　取締役会　御中

新創監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　柳　澤　義　一　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　相　川　高　志　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社フィットの平成28年４月１日から平成29年４月30日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成28年４月１日から平成29年４月30日までの第９期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

(1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を取締役および新創監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新創監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年６月29日

株式会社フィット　監査等委員会

常勤監査等委員 鎌 倉 晴 久 ㊞

監 査 等 委 員 川 﨑 和 久 ㊞

監 査 等 委 員 二 瓶 直 和 ㊞

監 査 等 委 員 井 内 秀 典 ㊞

（注）監査等委員鎌倉晴久、川﨑和久、二瓶直和及び井内秀典は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社の多様な事業展開に備えるため、事業の目的事項を追加いたします。

事業の目的事項の追加に伴い、現行定款第２条(目的)の変更をいたします。

なお、本議案は本総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
第１条　　（条文省略）	第１条　　（現行どおり）
（目　的）	（目　的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
１．～12.　（条文省略）	１．～12.　（現行どおり）
（新設）	13.　不動産特定共同事業法に基づく事業
（新設）	14.　通貨の売買並びに両替、その媒介並びに取次ぎおよび代理業務
（新設）	15.　外国為替及び外国貿易法における外国為替取引等に係る通貨および金融商品の売買並びに売買取引の受託、取次ぎ業務
（新設）	16.　金銭の貸付および金銭の貸借の媒介、斡旋、それに付随する保証業務
（新設）	17.　家賃保証および回収に関する業務
（新設）	18.　不動産取引に関する保証および債務買取を含めた信用供与

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	19. 金融商品取引法に規定する金融商品取引業
（新設）	20. 前号のほか、金融サービスおよびそれに付帯または関連する業務
13.　　（条文省略）	21.　　（現行どおり）
第３条～第５条　（条文省略）	第３条～第５条　（現行どおり）
第２章～第７章	第２章～第７章
第６条～第44条　（条文省略）	第６条～第44条　（現行どおり）

第２号議案　剰余金の配当の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案いたしまして、第９期の期末配当を、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1)　配当財産の種類
　　金銭といたします。
(2)　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金25円といたしたいと存じます。
　　なお、この場合の配当総額は107,035,000円となります。
(3)　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成29年７月31日といたしたいと存じます。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について、適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	すずえ　たかふみ 鈴江　崇文 （昭和48年12月８日）	平成９年４月　三井ホーム㈱入社 平成13年５月　㈱スズコー（現㈱フィットスマイル）取締役就任 平成13年10月　ゴーイングホーム㈱（現㈱ＬＩＸＩＬ住宅研究所）入社 平成14年８月　㈱スズケン工業（現㈱スズケン＆コミュニケーション）取締役就任 平成15年10月　同社　取締役営業推進部長就任 平成20年10月　同社　代表取締役就任 平成21年４月　当社設立　代表取締役社長就任（現任） 平成22年２月　㈱フィットステーション（現㈱フィットスマイル）代表取締役就任	640,000株
2	おざきまさひろ 尾崎昌宏 （昭和40年４月１日）	平成４年10月　中央新光監査法人入所 平成９年１月　尾崎公認会計士事務所代表就任（現任） 平成14年３月　アルファグループ㈱取締役就任 平成17年５月　ディップ㈱監査役就任 平成19年６月　㈱イオレ取締役就任 平成25年７月　㈱フロンティアインターナショナル執行役員就任 平成25年12月　当社顧問就任 平成26年１月　当社取締役就任 平成26年４月　当社取締役管理本部長就任（現任） （重要な兼職の状況） 尾崎公認会計士事務所代表	162,000株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	佐伯卓彦（さえきたかひこ） （昭和35年６月14日）	昭和60年４月　ダイア建設㈱入社 平成４年２月　愛媛セキスイハイム㈱入社 平成11年５月　㈱スズケン工業（現㈱スズケン＆コミュニケーション）入社 平成22年４月　当社入社　住宅ネットワーク事業担当 平成24年４月　当社統括本部ＦＣ運営室いえとち本舗ＦＣ加盟店サポート担当 平成26年４月　当社社長室室長就任 平成27年４月　当社事業開発室室長就任 平成27年８月　当社執行役員　事業本部副本部長就任 平成27年10月　当社資産形成事業部部長就任 平成27年11月　当社取締役資産形成事業部部長就任 平成29年５月　当社取締役事業本部長兼エナジー事業部部長就任（現任）	－株

（注）１．鈴江崇文氏は、当社の経営を支配する者であります。
　　２．その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会　場　〒150-0002　東京都渋谷区渋谷一丁目９番８号
朝日生命宮益坂ビル４階　「渋谷サンスカイルーム」４Ａ会議室
（会場場所のお問い合わせ）　渋谷サンスカイルーム　電話 03(3406)2085



交　通

電車　ＪＲ（山手線・埼京線・湘南新宿ライン）
渋谷駅（宮益坂口）
東急東横線　渋谷駅
東急田園都市線　渋谷駅
京王井の頭線　渋谷駅
東京メトロ（銀座線・半蔵門線・副都心線）
渋谷駅

＊地下鉄連絡通路をご利用の場合は11番または12番出入口が便利です。

＜株主説明会のご案内＞

第９回定時株主総会終了後、同会場において「株主説明会」を開催いたします。
株主の皆様におかれましては、ご多忙とは存じますが、是非ご参加いただき
当社へのご理解を深めていただければと存じます。